

長浜市告示第35号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項の規定により除却した工作物等を保管したので、同条第5項及び長浜市都市公園条例（平成18年長浜市第162号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年2月4日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
自転車2台（白い車体で、かご及び荷台がなく、変速機がついているもの1台並びに白い車体で、かご及び荷台があり、ベルト駆動のもの1台）
- 2 放置されていた場所及び除却した日時  
場所：長浜市公園町1324番地（豊公園内）  
日時：令和8年2月4日午前10時
- 3 保管を始めた日時及び保管の場所  
場所：長浜市公園町1325番地（豊公園内）  
日時：令和8年2月4日午前10時
- 4 返還を受けるために必要なもの  
(1) 住所及び氏名が確認できるもの  
(2) 印鑑又は署名
- 5 返還できる日時  
令和8年8月4日まで（ただし、長浜市庁舎管理規則（平成18年長浜市規則第19号）第3条に規定する開庁時間に限る。）
- 6 問合せ先  
長浜市都市建設部都市計画課 電話番号 0749-65-6541